

令和7年（ワ）第11325号

損害賠償請求事件

原 告 福永活也

被 告 郷原信郎

答 弁 書

令和7年6月2日

東京地方裁判所民事第14部ろD係 御中

被告訴訟代理人弁護士 石 森 雄 一 郎

同 訴訟代理人弁護士 山 内 順



(送達場所)

〒730-0004

広島県広島市中区東白島町19-73

エスペランス城北601号

石森総合法律事務所

弁護士 石 森 雄 一 郎

電 話：082（836）7830

FAX：082（836）7867

第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第3 請求原因に対する答弁

1 「第1 当事者」について

認める。

2 「第2 被告の不法行為責任」について

(1)「1 本件投稿について」について

原告が指摘する令和6年12月7日のX（旧ツイッター）における被告の投稿（以下、投稿全体を「本件投稿」という。甲3）の存在を認める。

(2)「2 本件投稿の同定可能性」について

認める。

(3)「3 本件投稿が原告の名誉権を侵害することについて」について

ア 第1段落について、本件投稿が、原告のユーチューブ動画における

①郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている（以下「本件投稿①部分」という。）

②郷原弁護士は、ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回もマスコミの意向に沿って告発して、テレビに出てもらうことが目的だ（以下「本件投稿②部分」という。）

との発言を指摘していること、及び原告による本件投稿①部分及び本件投稿②部分には誤りがあると指摘していること、及び当該発言が被告に対する名誉毀損にあたるとしていることを認める。

イ 第2段落～第4段落は、認める。第5段落について、争う。

ウ 第6段落について、本件投稿において「原告が本件投稿①部分及び本件投稿②部分の発言をした」とする箇所が事実の摘示であることは認めるが、「原告はこのような発言は一切していない。」との点は否認する。

「第3の4項」で後述するとおり、原告は、本件投稿①部分及び本件投稿②部分を実際に自身のユーチューブ動画内で発言している。

エ 第7段落を争う。

(4)「4 本件投稿により原告が被った損害」について

本件投稿のポストが52,3万回以上の閲覧数があること、被告が一般人と比べ社会的影響力を有すること、原告が弁護士であることは認めるが、その余は否認し争う。

(5)「5 小括」について

争う。

3 「第3 結語」について

争う。

第4 本案前の主張（訴権の濫用）

1 「訴権の濫用」とその「効果」

訴えの提起において、提訴者が実体的権利の実現ないし紛争解決を真摯に目的とするのではなく、相手方当事者を被告の立場に立たせ、それにより訴訟上又は訴訟外において有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当な目的を有し、提訴者の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠き権利保護の必要性が乏しいなど、民事訴訟制度の趣旨・目的に照ら

して著しく相当性を欠き、信義に反すると認められる場合は、訴権を濫用するものとして、訴えを却下することとなる（東京地方裁判所平成12年5月30日判決、乙1）。

2 原告による本訴提起が訴権の濫用であること

（1）原告が被告に対する執拗な誹謗中傷を繰り返していること

ア 被告は、神戸学院大の上脇博之氏と共に、令和6年12月2日に現城後県知事である斎藤元彦氏らを同年11月投開票の兵庫県知事選挙に関連して、兵庫県警及び神戸地検に対して、公職選挙法違反（買収・被買収）で刑事告発した（以下「本件告発」という。乙2の1）。

本件告発は、法律で求められる要件を満たしており、同月16日に兵庫県警及び神戸地検ともに受理となっている（乙2の2）。

イ そして、同年12月7日にインターネット討論番組リハックにて原告と被告はゲスト出演して、本件告発等に関して討論をしている（甲4）。

本件告発が社会的に極めて高い注目を浴びていたこともあり、上記番組も現在まで90万回以上の高い視聴数となっている（甲4参照）。

ウ 一方で、原告は同番組終了後から、SNS上で執拗に被告を誹謗中傷するようになった。

例えば、原告は本件告発に関して「法的根拠が殆どない」という自身の意見を前提に、本件告発を被告の名字にかけて「ゴーハラスメント」としたり、被告の名前の表記を敢えてカタカナ表記で「ゴーハラ」（乙3の1乃至乙3の25）としたり、時に被告を「老人」（乙3の26乃至乙3の28）「老人会の守護者」（乙3の29）と評するなど、弁護士として品性に著しく欠ける発言を繰り返している。

（2）原告の本訴提起の目的

ア 原告は、執拗に被告をSNS上で批判する目的について、令和7年

1月13日にXにおいて、

「ゴーハラ批判の目的は、とにかく彼らの言いたいことを目立たせて、反論もさせて、その上で不起訴になった際に彼らの言説の信用性を一気に落とすこと」(乙3の6)

とまでSNS上で発信している。つまり、原告は本件告発そのものに強い不満を抱いていることを背景に、仮に本件告発に関し斎藤元彦氏らが不起訴となった場合に

「被告の言説の信用性を落とす」

ことを目的に、執拗な被告に対する誹謗中傷を繰り返していることを説明している。

イ そして、原告は本訴提起直前の令和7年4月28日に自身の

YouTubeチャンネルにアップロードした動画において、本訴提起の契機を以下のとおり説明している。

「それはえっと郷原弁護士に対する提訴ですね。あのこれは僕が原告となってるものです。で、郷原弁護士ね、あの去年ぐらいから、あのメルチュの件とかね、斎藤知事への件とかで、まあリハックでも対談して色々ワアワアワアやり合いしてたんですけども、基本的には僕に対してどうこうっていうよりは斎藤知事とか折田さんを犯罪者扱いしてるものなので、本当は斎藤知事とか折田さんの代理人として郷原弁護士に訴えることができれば1番良かったんですけども、ま、そのね、繋がりがああるわけではないので、なので僕に対して何か違法行為になるもので、あの一言ってきてたなって認識があったんでそれを過去のポストをちょっと遡って見たらですね、こういうのがありました。」(乙4・動画①、乙5の1)

つまり、本件告発そのものに不満を持つ原告は、本来は斎藤元彦氏らの代理人として訴訟提起をしたかったが、斎藤元彦氏らとの個人的つな

がりが無いため、敢えて「訴訟提起可能な被告による原告に関するポスト」を探したと話している。

ウ さらに、同動画内において、原告は、

「あの、まあこれ東京地裁に提訴するんですけども、まああの裁判始まるのまだしばらくかかると思うんですけども、あのね、あの視聴者の方もギャラリーの方もこういうの好きだと思うのでね、どっちが勝っても負けても、まあ皆さんからすればね勉強になるし面白いと思うので」
と話している（乙４・動画①、乙５の１）。

この発言は、原告は本訴訟的について、自身の YouTube 動画の視聴者に対する見世物・ネタにすることを意識したものである。

エ よって、原告による本訴提起の目的は、

- ①名誉毀損による被害回復という実態的権利の実現ないし紛争解決を真摯に目的とするものではなく、
 - ②訴訟提起により被告を訴訟当事者とすることで、被告の言説の信用性を落とすことで、訴訟外で被告に対し有形無形の被害を与え、
 - ③さらに自身の YouTube 動画の視聴数を稼ぐ
- ということにあることは明らかである。

（３）原告主張の権利は根拠が一切ないこと

第５で後述するとおり、そもそも原告が本訴で主張する「原告が『本件投稿①部分及び本件投稿②部分』の発言をしたことがない」とする事実は全くの虚偽であり、本訴の訴訟物である不法行為に基づく損害賠償請求権は成立する余地がない。

よって、原告が本訴主張する権利又は法律関係は、事實的、法律的根拠が一切ない。

（４）結語

以上より、原告による本訴提起は、「不法行為に基づく損害賠償請求権」

という名誉権侵害の被害回復の実現を真摯に目的とするものではない。原告は、被告を訴訟当事者に立たせることでその言説の信用性を落とし、更に裁判手続きを利用することで自身の YouTube 動画の視聴数を上げるなどの極めて不当な目的を有している。

更に、第5で後述のとおり、原告の主張する不法行為（名誉権侵害）に基づく損害賠償請求権は、およそ成立する余地がなく、その事實的、法律的根拠は一切なく、原告の権利保護の必要性は皆無である。

よって、原告による本訴提起は、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反するものであることは明白であり、訴権を濫用するものとして、訴えを却下すべきである。

第5 被告の主張

1 原告の主張における請求原因事実の概要

(1) 原告は、名誉毀損の請求原因について、

①本件投稿①部分及び本件投稿②部分は、仮にそれを原告が YouTube ライブで発言していたとすれば、被告の社会的評価を低下させる名誉毀損に当たる

②しかし、原告は本件投稿①部分及び本件投稿②部分を内容とする発言はしていない

③被告の本件投稿①部分及び本件投稿②部分は「原告が発言していないこと」を発言したかのように事実摘示した

という点において、原告の社会的評価を低下させるものであると主張し、名誉毀損の請求原因の枠組みを設定しているものである。

(2) これは、被告が本件投稿で指摘するとおり

「原告がユーチューブ動画上で本件投稿①部分及び本件投稿②部分を実際に行っていたら、被告の社会的評価を低下させる」

として、かかる発言を行ってれば名誉毀損となることを認めているものである。

- (3) 訴状で、原告は「本件投稿を閲覧した一般閲覧者は、あたかも原告が、同業者であり大先輩でもある被告の社会的評価を低下させるような虚偽の事実を拡散させていると理解し、原告に対して無責任で信用ならない人物であるとの印象を抱く、と述べているが、それも、上記③の被告が本件投稿で『原告が発言していないこと』を発言したかのように事実摘示したこと」を前提にするものであり、「原告が YouTube ライブで本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言を行った事実があったとしても、それを、被告がX投稿で公然と事実摘示することで社会的評価を低下したのだから名誉毀損に当たる」と主張しているものではない。

つまり、原告の請求は、「本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言を原告はしたことがない」ことが大前提となっている。

2 原告の社会的評価の低下はないこと

- (1) 後記第3項(3)で詳述するとおり、原告は本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言を明確に自身の YouTube 動画内で行っている。

よって、原告の請求原因を構成する上記②の事実は認められない。

また、上記②の事実を前提とする上記③の事実も認められない。

すなわち、原告の名誉毀損の請求原因事実（原告の社会的評価の低下）が認められず、速やかに請求を棄却すべきことは明らかである。

- (2) 一般的に、事実適示型の多くの名誉毀損の不法行為の事案では、社会的評価の低下そのものは認められたうえで、違法性阻却事由の存否で権利の成否が判断されることが多い。

しかし、本件は、上記のとおり、原告が主張する名誉毀損の請求原因が特異なものであり、かかる原告の請求原因について、『原告が発言していないこと』を発言したかのように事実摘示した」との事実自体が最大の争

点となっており、訴状の記載からは、上記の違法性阻却の判例法理を問題にする余地はない。

(3) しかも、もし、本件投稿①部分及び本件投稿②部分を含む被告の本件X投稿が行われなかったとすれば、その直後に行われたリハックでの対談において原告が誤解に基づいて被告の名誉毀損を毀損する発言を行って、被告から反論され、番組中で原告の発言が虚偽であることが明白になって原告の社会的評価が低下する事態に至った可能性も十分にあり得たのであり、本件X投稿は、そのような事態を防止することにつながった可能性がある。本件X投稿は、目的・内容・効果に照らせば、原告の社会的評価を低下させるようなものではないことは明らかである。

3 違法性阻却事由

なお、本訴訟では既述のとおり、被告の本件X投稿による原告の社会的評価の低下そのものが発生していないが、仮に「原告の社会的評価の低下」が全く生じていないとは言えないと判断される場合も考慮し、以下、違法性阻却事由についても主張する。

(1) 名誉毀損における違法性阻却事由の判断枠組み

「事実の摘示」による名誉毀損については、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的でされた場合は、摘示された事実が重要な部分について真実であると証明されたときはその行為に違法性がなく、真実の証明がなくとも、それが真実であると信ずるにつき相当な理由がある時は故意過失がなく、いずれも不法行為が成立しない（最一小判昭和41年6月23日）。

以下、個別具体的な事情を前提に、被告の本件投稿に違法性がないことを述べる。

(2) 本件投稿の公共性及び公益目的

ア 本件投稿（甲3）は、弁護士である原告が何人でも閲覧可能なYouTube

ライブ動画を通じて、

①検察官出身で弁護士である被告が過去に行ってきた刑事告発に関する評価や、

②令和6年11月投開票の兵庫県知事選挙に関連して、同選挙で候補者であった斎藤元彦現兵庫県知事及び同人の選挙に関連したコンサル会社の代表者を被告発者として、被告が令和6年12月2日に神戸大学教授の上脇博之氏と共に兵庫県警及び神戸地方検察庁に公職選挙法違反（買収・被買収）で刑事告発したこと（以下「本件告発」という。乙1参照）に関し、被告が同告発を行った「動機」に関する意見をしたこと

に対し、被告が過去に自身が行った刑事告発事案の顛末や自身のテレビ出演実績等を丁寧に説明する形で反論する内容となっている。

イ 検察官出身で現在弁護士をしている被告が著名な大学教授と共に行った刑事告発に関連し、「被告が過去に行った刑事告発に関する評価」及び極めて世間的注目が高かった兵庫県知事選挙に関連する本件告発を行った「被告の告発動機」は、本件告発における社会的正当性に関連する事項であり、公共の利害に関する事実である。

ウ また、本件投稿がなされた背景は以下の事情がある。

2024年12月7日午後4時から、注目度が高く、視聴数も数十万に上るインターネットチャンネル「リハック」で、原告と被告との対談が予定されていた。その様な中、被告が、原告のそれまでのユーチューブ、Xなどのネット上の発言を見たところ、被告の活動、告発に関する実績、その一環としての本件告発の目的、意図などについての誤解に基づく発言が多々存在した。そして、前日の同月6日の夜に原告が自身のユーチューブチャンネルでライブ配信をした動画を確認したところ、被告が過去に行った告発等について事実誤認の発言が認められた。そのように誤解を

したままの原告とリハックの対談に臨むと、原告が、その場で被告に対する名誉毀損発言を行うことになりかねないことが懸念されたので、対談前にその誤解を解消し、原告が正しい認識をもって対談に臨んでもらいたいと考え、リハック対談の当日の午前中に、被告はXで本件投稿（甲3）を行ったものである。

エ そして、被告による本件投稿は、被告が過去に行った刑事告発の結果及び同告発が与えた社会的影響や、被告のテレビメディアにおける活動歴等を詳細に回答するものであり、原告に対する侮辱的な表現などは用いられていない。

オ よって、本件投稿は専ら公益目的でなされている。

（３）本件投稿記載の事実が真実であること

原告は、本件投稿の本件投稿①部分及び本件投稿②部分について、「原告は当該発言をしていない」と主張しているが、以下のとおり、令和6年12月6日に自身のYouTubeチャンネルにおけるライブ配信（以下「本件動画」という。）で実際に原告は本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言を明確にしている。

ア 本件動画52分20秒から（乙4・動画②、乙5の2）

（ア）「郷原弁護士が過去に刑事告発したやつも、全然立件もされなかったやつとかも全然あるので。だから今回も、『これは犯罪は成立する！』って言ってるんですけども、過去にあなた、自信持って刑事告発したやつ空振ってるじゃないですかって話なんですよ、ま、成績から言ったら。だから郷原弁護士の『これは犯罪が成立します！』の彼の見解っていうのはそもそもあてにならないんですよ。それがあてになるんだったら、じゃあ今まで刑事告発空振ったのはじゃあ適当にやってたんですか？って話じゃないですか。今までも彼なりに確信をもって刑事告発してたはずなんで、それでも全然打率高くないですよって話なん

で、それは結果論ですけどね。」

(イ) 原告による本件動画の上記発言は、被告が複数の刑事告発を行い、立件されていないものがあることを強調したうえで、

「自信をもって刑事告発したものが空振りになっている(つまり不起訴となっている) じゃないですかって話なんですよ、ま、成績から言ったら」

「今までも彼なりに確信をもって刑事告発したはずなんで、それでも全然打率高くないですよ」

と表現することで、被告が過去に行った刑事告発の「多く」が立件もされず「空振り」になっている、それが、被告が行ったこれまでの告発の「成績」だと強調するものである。

(ウ) かかる原告による本件動画の上記発言は

「郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている」

とする趣旨でなされており、本件投稿①部分と同趣旨の内容であることは明白である。

(エ) なお、被告は、本件投稿において本件投稿①部分に対する説明箇所は、検察官時代の捜査経験に基づき、検察官に告発状を提出することで、犯罪としての捉え方、証拠の見方、解明すべき点などについても示唆を与える趣旨で記載している。

当該説明箇所では検察官が適切に捜査を行ってくれることを期待してこれまで、何件かの告発を行っていること、実際に過去に行った告発は今回の兵庫県知事選挙での斎藤氏の公選法違反を含め4件であり、告発の趣旨に沿って捜査が行われ、立件もされずに不起訴に終わるなど「空振りにおわった」事例はないことなどを一つひとつ丁寧に説明している。

今回の斎藤知事告発までに行った3回の告発で、告発した事件が処罰されない決着になるという意味での「負け」は一件もないこと、「郷原弁護士は多数の告発をやってほとんど負けている」というのは、明らかに事実に反することを述べている。

イ 本件動画1時間11分55秒から（乙4・動画③、乙5の2）

（ア）本件動画では、原告の友人とされる高橋の

「でもやっぱりニュースとか文字面だけ見ると、告発っていう字だとやっぱり犯罪を犯したふうに見えますよね。」

という発言のあとに原告が以下の発言をしている。

「やっぱり郷原弁護士とかはさ、地上波とかにも出てる先生なので、要はオールドメディアって言われているマスメディア側にわりとこう付度する立場なんですよ、その方が使ってもらえるし。だから斎藤知事をいかに悪く言うかっていう方向性の、まあ誘導が働いているんですよ、そういう力が。で、いろんなニュースサイトとかも基本的には斎藤さんがおかしいっていう方向の記事ばっか出てるんですけど、そこにコメントしてる弁護士とかもまあ基本的にはたぶんそっちの大手のマスメディアに媚びて、仕事欲しいと思ってるようなやつらばかりなんですよ。」

（イ）原告による本件動画の上記発言は、被告の友人が「告発」という字面から「被告発者は犯罪を犯したという様に見える」と発言した直後に、原告において「被告がマスメディアに付度する立場」であり、その様な立場に立つことで「マスメディアから仕事がもらえる」としたり、「マスメディアにコメントを出している弁護士などは大手メディアから仕事をもらおうとしている」と発言することで、「被告がマスメディアの仕事を得るために、マスメディアに付度した世論誘導の趣旨で本件告発をした」とするものである。

(ウ) かかる原告による本件動画の上記発言は

「マスコミに付度する弁護士。」

「マスコミの意向に沿って告発して、テレビに出してもらうことが目的」とする趣旨でなされており、本件投稿②部分と同趣旨の内容であることは明白である。

(エ) なお、原告による本件投稿②部分の発言に対して、被告は本件投稿において

「『検察OBの弁護士』ではありますが、多くの検察OB弁護士とは異なり、陸山会事件、カルロス・ゴーン事件など、主に特捜事件について、特捜検察批判の急先鋒として発言・発信してきました。そのために、検察、とりわけ特捜系検察幹部には反感を持つ人も多く、そういう検察に配慮する地上波テレビには敬遠されており、「ヤメ検弁護士」としての地上波テレビへの出演は、ほとんど皆無です。最近では、テレビ出演は、BS朝日の田原総一朗氏の激論クロスファイアにごくたまに出演する程度です。頻繁にテレビに登場し、基本的に検察の意向に沿う論評をする検事同期の若狭勝弁護士などと私とは、検察に対するスタンスも発言内容も全く違いますので、その違いを認識して発言して頂きたいと思います。》」

と述べて（甲3参照）、原告の上記②のYouTubeライブでの発言が明らかに事実に反することを指摘している。

ウ 小括

以上より、本件投稿内で被告が指摘する

①郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている（本件投稿①部分）

②郷原弁護士は、ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回もマスコミの意向に沿って告発して、テレ

びに出てもらうことが目的だ（本件投稿②部分）

との内容は、本件動画内で原告が実際に発言しており、原告が名誉毀損とする被告の本件投稿の「原告が同業者である被告の社会的評価を低下させるような事実を拡散している」との摘示事実は真実である。

（４）結語

以上より、本件投稿には公共性も公益目的も認められる。

そして、本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言を原告がYouTube ライブ内で発言していることは、明白である。

よって、仮に本件投稿による原告の社会的評価の低下が全くないとは言えない場合であっても、本件投稿の違法性は阻却され、原告の主張する不法行為（名誉権侵害）に基づく損害賠償請求権はおよそ成立しない。

本訴訟の請求は直ちに棄却されるべきである。

以上